

江南市道路施設長寿命化計画

平成 29 年 3 月

(令和 5 年 3 月更新)

江南市 都市整備部 土木課

目次

第1章 道路施設長寿命化計画の策定趣旨

1-1	計画策定の背景	1
1-2	計画の位置付け	1

第2章 計画対象施設の現状と課題

2-1	計画対象施設	2
2-2	現状と課題	2
2-3	新技術の活用方針	6
2-4	費用の縮減に関する方針	6

第3章 計画的な維持管理に関する基本的な方針

3-1	計画期間	7
3-2	基本方針	7
3-3	対策の優先順位	9

第4章 個別施設の年次計画

4-1	道路施設の年次計画	11
4-2	橋梁	11
4-3	歩道橋	11

第1章 道路施設長寿命化計画の策定趣旨

1-1 計画策定の背景

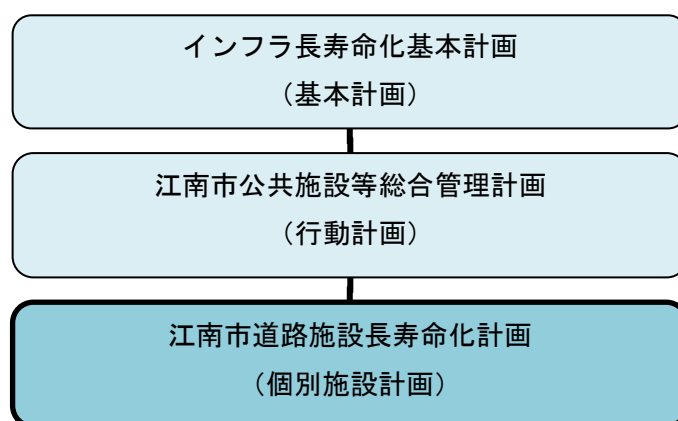
本市の道路や橋梁などの道路施設は、高度成長期以降に集中的に整備されたものであり、今後、急速に高齢化が進行し、一斉に改修・更新時期を迎えることとなります。

道路施設は、市民生活と直結した都市基盤であるため、点検により劣化や異常を早期に発見し、異常が軽微なうちに対策を行う予防保全の考えを取り入れ、中長期を見通した計画的な維持管理の実施により、コストの縮減・平準化を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とし、本計画を策定します。

1-2 計画の位置付け

本計画は、平成25年11月に国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」（基本計画）に基づき、平成28年3月に策定した「江南市公共施設等総合管理計画」（行動計画）を上位計画とし、道路施設の計画的な維持管理に関する方針を定めます。

インフラ長寿命化計画の体系



第2章 計画対象施設の現状と課題

2-1 計画対象施設

本計画の対象施設は、下表のとおりです。

施設区分	対象施設	単位	数量	備考
道路施設	橋梁	橋	184	法定点検対象施設
	歩道橋	橋	2	法定点検対象施設
	地下道	箇所	2	
	道路案内標識	基	505	
	市道	km	714	

(令和5年3月時点)

他市町との境界にある橋梁のうち、大之瀬橋・神明小網橋については、管理協定を締結し、大之瀬橋は大口町、神明小網橋は各務原市にて定期点検を実施しています。

2-2 現状と課題

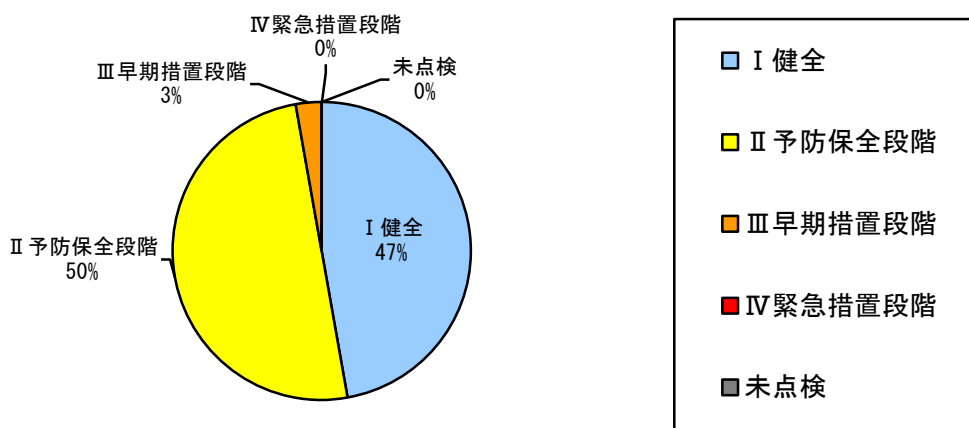
(1) 橋梁

橋長15m以上の重要な橋梁など27橋を対象に、平成23年3月に策定した「江南市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき修繕及び耐震化を計画的に実施しています。また、損傷を早期に発見するため、平成26年度から橋長2m以上の橋梁について近接目視による定期点検を実施しています。

構造の安全性や第三者被害防止の観点から、早期に損傷を発見し、損傷が深刻化する前に必要な措置を講じ、適切な維持管理に努める必要があります。

また、Ⅲ判定橋梁5橋のうち、1橋については修繕をすでに完了しており、令和5年度に2橋、令和6年度に2橋の修繕を実施する計画です。

橋梁定期点検の状況



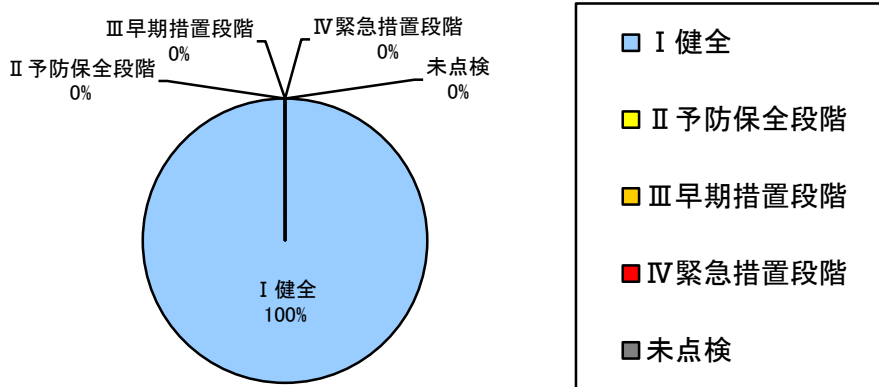
(令和 5 年 3 月時点)

(2) 歩道橋

損傷を早期に発見するため、平成 26 年度から近接目視による定期点検を実施しています。

構造の安全性や第三者被害防止の観点から、早期に損傷を発見し、損傷が深刻化する前に必要な措置を講じ、適切な維持管理に努める必要があります。

歩道橋定期点検の状況



(令和 5 年 3 月時点)

(3) 地下道

管理地下道

名称	所在地	交差施設
五明アンダーパス	江南市五明町地内	国道 155 号
般若アンダーパス	江南市般若町地内	県道草井羽黒線

(令和 5 年 3 月時点)

国道・県道と交差する箇所に設置されており、重要度は高く、毎年点検を行い維持管理に努めていますが、老朽化が進行すると交通に支障を及ぼす恐れがあるため、損傷が深刻化する前に必要な措置を講じ、適切な維持管理に努める必要があります。

(4) 道路案内標識

管理標識

標識の種類	設置形式		
	路側式	片持式	添架式
方面方向標識	0 基	37 基	4 基
著名地点標識	0 基	43 基	7 基
道路愛称標識	42 基	0 基	0 基
地点名標識	0 基	0 基	367 基
道路情報提供装置	0 基	3 基	0 基
計	44 基	85 基	376 基

(令和 5 年 3 月時点)

平成 26 年度に近接目視による点検を実施し、軽微な損傷を確認し、平成 27 年度に補修を実施しました。

標識の多くは交差点上部に設置されており、日常のパトロールでは、細部まで確認することができないため、高所作業車による点検を実施し、損傷が深刻化する前に必要な措置を講じ、適切な維持管理に努める必要があります。

(5) 市道

管理延長と舗装延長

道路区分	管理延長	舗装延長		舗装率
		As 舗装	Co 舗装	
1 級市道	36 k m	36 k m	0 k m	99.3%
2 級市道	30 k m	30 k m	0 k m	100.0%
その他市道	647 k m	607 k m	2 k m	94.1%
計	714 k m	674 k m	2 k m	94.6%

※As 舗装に簡易舗装含む

(令和 5 年 3 月時点)

平成 24 年 3 月に「幹線道路修繕計画」を策定し、老朽化した幹線道路の舗装修繕を計画的に実施していますが、将来的な長寿命化対策などは具体的に定められていないため、計画を見直し、効率的な維持管理により舗装の長寿命化を図る必要があります。

また、幹線道路を除く生活道路については、順次修繕を行っていますが、今後は厳しい財政状況の中、必要な修繕を確実に実施していくことが難しくなると予想されます。

以上のことから、課題は 3 つに分けられます。

①品質	<ul style="list-style-type: none">・老朽化による事故の未然防止・都市基盤として安全で快適な施設を長期間提供する義務
②供給	<ul style="list-style-type: none">・施設の健全性把握が必要・既存の施設の廃止、統合などは基本的に困難
③財政	<ul style="list-style-type: none">・施設の老朽化による改修・更新に必要な費用の増大

2-3 新技術の活用方針

定期点検の効率化や高度化、修繕等の措置の省力化や費用縮減などを図るために新技術等の活用を検討します。

2-4 費用の縮減に関する方針

定期点検結果から得られた損傷状況及び対策の必要性に基づき、予防保全的な修繕等を実施することで、改修・更新に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

また、社会経済情勢や施設の利用状況の変化を踏まえ、橋梁や歩道橋の集約化・撤去、機能縮小などによる費用の縮減が可能か検討します。

第3章 計画的な維持管理に関する基本的な方針

3-1 計画期間

本計画の計画期間は、定期点検のサイクルを考慮し、5年間とします。
また、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新します。

3-2 基本方針

道路施設の維持管理は以下の3つを基本方針として取り組んでいきます。

方針1	都市基盤の安全性の向上
方針2	コスト縮減に向けた維持管理
方針3	情報の収集・蓄積と計画的な管理の推進

(1) 橋梁

橋長2m以上の橋梁については、橋梁定期点検要領（国土交通省 道路局 国道・技術課 平成31年3月）、道路橋定期点検要領（国土交通省 道路局 平成31年2月）に基づき5年に1度の近接目視による点検と健全性の診断を実施します。

点検により明らかになった損傷の程度により、対策の優先順位を定め、計画的に予防保全型の修繕を行うことで橋梁の長寿命化を図ります。

また、効率的・効果的な維持管理計画を立案するうえで、基礎的な情報となるため点検結果、修繕履歴等を記録・保存します。

橋梁の架け替え時期に併せて、利用数、代替路の有無から、統廃合や通行制限を設けることを検討していきます。

(2) 歩道橋

歩道橋定期点検要領（国土交通省 道路局 国道・技術課 平成31年3月）、横断歩道橋定期点検要領（国土交通省 道路局 平成31年2月）に基づき5年に1度の近接目視による点検と健全性の診断を実施します。

点検により明らかになった損傷の程度により、対策の必要性を定め、計画的に予防保全型の修繕を行うことで歩道橋の長寿命化を図ります。

また、効率的・効果的な維持管理計画を立案するうえで、基礎的な情報となるため点検結果、修繕履歴等を記録・保存します。

歩道橋の架け替え時期に併せて、利用数、代替路の有無から、統廃合や通行制限を

設けることを検討していきます。

(3) 地下道

継続的な点検の実施により、地下道の異常、損傷などを早期に発見し、安全性が確保できるよう、効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な措置を講じます。

また、効率的・効果的な維持管理計画を立案するうえで、基礎的な情報となるため点検結果、修繕履歴等を記録・保存します。

(4) 道路案内標識

継続的な点検の実施により、道路案内標識の異常、損傷などを早期に発見し、安全性が確保できるよう、効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な措置を講じます。

また、効率的・効果的な維持管理計画を立案するうえで、基礎的な情報となるため点検結果、修繕履歴等を記録・保存します。

(5) 市道

1級、2級市道の舗装については舗装点検要領（国土交通省 道路局 平成28年10月）に基づく点検と健全性の診断を実施します。

点検により明らかになった損傷の程度により、対策の必要性を定め、計画的に予防保全型の修繕を行うことで舗装の長寿命化を図ります。

また、効率的・効果的な維持管理計画を立案するうえで、基礎的な情報となるため点検結果、修繕履歴等を記録・保存します。

その他の道路については、道路パトロールや市民からの通報に基づき詳細調査を実施し対策の必要性や整備効果を勘案し、順次整備を進めます。

3-3 対策の優先順位

対策の優先順位は、損傷程度や損傷位置からみる施設の健全性に加え、第三者への影響度、路線の重要度、補修の困難性等から総合的に判断します。

(1) 施設の健全性

点検結果により把握された変状・異常の程度を下表の判定区分に応じて分類します。

橋梁・歩道橋判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

舗装判定区分

区分		状態
I	健全	損傷レベル小：管理基準に照らし、劣化の程度が小さく、舗装表面が健全な状態である。
II	表層機能保持段階	損傷レベル中：管理基準に照らし、劣化の程度が中程度である。
III	修繕段階	損傷レベル大：管理基準に照らし、それを超過している又は早期の超過が予見される状態である。

(2) 第三者への影響度

施設の著しい損傷が、道路利用者だけでなく第三者も巻き込む重大事故に繋がる可能性がある場合には優先度が高くなります。

(3) 路線の重要度

交通量が多い路線や緊急輸送道路（またはそれに類する道路）については、施設の著しい損傷により緊急時の輸送機能の確保ができなくなるため、優先度が高くなります。

また、公共施設や病院等の周辺、通学路や公共交通機関の運行する路線などで、迂回路が無いなど、施設の著しい損傷により市民生活に支障をきたす可能性がある場合

は優先度が高くなります。

(4) 補修の困難性

現場の施工条件や、機能回復に時間や費用を要するなど、制約条件が多く管理上の問題が多い場合は優先度が高くなります。

第4章 個別施設の年次計画

4-1 道路施設の年次計画

本市の道路施設のうち橋梁、歩道橋について、定期点検の実施により健全性を把握し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとします。

また、その他の施設については、計画立案後に掲載するものとします。

4-2 橋梁

個別施設計画（橋梁）一覧表を別添資料に掲載します。

4-3 歩道橋

個別施設計画（歩道橋）一覧表を別添資料に掲載します。

個別施設計画（橋梁）一覧表

番号	道路橋名	路線名	所在地	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	橋梁の 種類	点検計画					点検結果		修繕計画					措置記録				
								2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	点検実施年度	判定区分	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	修繕内容	概算修繕金額 (百万円)	再判定 実施年度	再判定区分	
155	両高屋5号橋	市道江南岩倉線	高屋町	不明	2.2	16.0	RC橋				○		R3年度	II		○					橋面防水工 ひびわれ充填工	2		
156	無名橋14	市道木曾川古知野線	古知野町	不明	5.5	21.4	RC橋				○		R3年度	II	○						橋面防水工	7		
157	かたらい橋	市道北部第204号線	小秋町	1993	3.5	9.5	RC橋	○					H30年度	I							-			
158	丹羽用水2号橋	市道古知野前野線	宮後町	不明	2.2	13.8	RC橋					○	R4年度	I							-			
159	丹羽用水1号橋	市道東部第56号線	宮後町	不明	2.2	7.2	RC橋					○	R4年度	II							-			
160	昭和水11号橋	市道東部第692号線	安良町	不明	3.6	4.6	RC橋	○					H30年度	I							-			
161	昭和水10号橋	市道東部第353号線	安良町	不明	3.5	5.6	RC橋					○	R4年度	II							-			
162	昭和水9号橋	市道東部第327号線	安良町	不明	3.5	5.6	RC橋					○	R4年度	II							断面修復工 防護柵補修工			
163	昭和水8号橋	市道江南小牧線	安良町	不明	3.6	10.0	RC橋					○	R4年度	II							-			
164	昭和水7号橋	市道東部第367号線	安良町	不明	3.6	5.6	RC橋					○	R4年度	I							-			
165	昭和水6号橋	市道東部第303号線	安良町	不明	3.6	5.6	RC橋					○	R4年度	II							断面修復工 防護柵補修工			
166	無名橋19	市道東部第690号線	安良町	不明	3.6	6.7	RC橋					○	R4年度	I							-			
167	昭和水5号橋	市道東部第315号線	安良町	不明	3.5	5.6	RC橋					○	R4年度	I							-			
168	無名橋20	市道東部第688号線	安良町	不明	2.6	5.8	RC橋					○	R4年度	I							-			
169	無名橋21	市道東部第687号線	今市場町	不明	2.5	5.8	RC橋					○	R4年度	I							-			
170	昭和水3号橋	市道東部第686号線	今市場町	不明	2.6	6.6	RC橋					○	R4年度	I							-			
171	無名橋22	市道東部第685号線	力長町	不明	2.6	5.2	RC橋					○	R4年度	II							ひびわれ補修工 防護柵補修工			
172	昭和水2号橋	市道東部第683号線	今市場町	不明	2.6	6.8	RC橋					○	R4年度	I							-			
173	無名橋23	市道東部第684号線	今市場町	1982	2.6	10.9	RC橋					○	R4年度	II							-			
174	昭和水1号橋	市道東部第129号線	力長町	不明	2.6	6.6	RC橋	○					H30年度	I							-			
175	無名橋28	市道江南池之内線	上奈良町	不明	5.4	19.2	RC橋					○	R3年度	II							橋面防水工	6		
176	古知野橋	市道西部第856号線	古知野町	不明	4.0	5.8	RC橋	○					H30年度	I							-			
177	昭和水4号橋	市道江南池之内線	安良町	不明	2.6	16.6	RC橋					○	R3年度	II							断面修復工 舗装打替工			
178	無名橋31	市道中部第11号線	高屋町	不明	2.1	3.8	RC橋	○					H30年度	II							ひびわれ補修工 段差補修工(A1) 防護柵補修工			
179	無名橋32	市道西部第837号線	大間町	不明	4.6	4.8	RC橋	○					H30年度	II							ひびわれ補修工 段差補修工(A2) 防護柵補修工			
180	無名橋33	市道北部第551号線	江森町	不明	3.4	6.6	RC橋	○					H30年度	I							-			
195	大之瀬橋	市道味岡線	大口町・北山町	2007	10.3	10.0	PC橋					○	H28年度	I							-			
196	神明小網橋	市道江南岩倉2号線	各務原市・宮田神明町	2006	323.0	11.5	鋼橋	○					H30年度	I							-			
197	無名橋34	市道東部第259号線	力長町	不明	2.6	4.7	RC橋	○					R5年度								-			
198	無名橋35	市道東部第724号線	前野町	不明	3.5	10.6	RC橋	○					R5年度								-			

